市第134号議案

横浜市保育所条例の一部改正

横浜市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例(番号)

横浜市保育所条例の一部を改正する条例

横浜市保育所条例(昭和26年3月横浜市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

横浜市神大寺保育園横浜市菅田保育園	を 」
横浜市神大寺保育園	に、
横浜市並木保育園横浜市並木第二保育園	を
横浜市並木保育園	に、
横浜市下瀬谷保育園横浜市瀬谷第二保育園	を
横浜市瀬谷第二保育園	」 に改める。

市第134号

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

横浜市菅田保育園等を廃止するため、横浜市保育所条例の一部を 改正したいので提案する。

参考

横浜市保育所条例 (抜粋)

(<u>上段 改正案</u>) 下段 現 行)

別表第1 (第1条第2項)

名	称	位	置
(省 略)			
(省	略)		
横浜市神大寺保育園		横浜市神奈川区	
横浜市菅田保育園			
(省	略)		
	(省	略)	
(省	略)		
横浜市並木保育園		横浜市金沢区	
横浜市並木第二保育園		(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) 	
(省	略)		
	(省	略)	
横浜市下瀬谷保育園			
横浜市瀬谷第二保育園		横浜市瀬谷区	
(省	略)		